

中小企業成長加速化補助金に係る リース料軽減計算書確認の手引き (1次公募)

公募期間:令和7年5月8日~令和7年6月9日17時

- 中小企業成長加速化補助金は、売上高100億円超を目指す、成長志向型の中小企業の大胆な設備投資を支援することを目的としています。
 - 中小企業成長加速化補助金は、ファイナンス・リース(注1)により設備投資した場合も補助対象となります。この場合、以下の点に留意してください(注2)。
 - ① ユーザーとリース会社が共同申請する必要があります。
 - ② 補助金は、交付決定後、リース会社に交付されます。リース会社は交付された補助金全額をリース料から減額する必要があります。
 - ③ リース会社は、当協会が確認した「リース料軽減計算書」をユーザーに交付し、ユーザーがその内容を確認した上で、補助金の申請書に添付します。
- 注1) リース取引の要件として、リース契約期間が導入設備の減価償却期間以上であること、セール&リースバック取引や転リース取引に該当しないこと等を満たす必要があります。
- 注2) 上記のほか、原則リース会社は1つの共同申請につき1社であること、リース料を構成する手数料、保険料などの経費は補助対象外であること、割賦契約はリースには含まないこと等に留意してください。
- 本手引きでは、「リース料軽減計算書」の作成方法等を説明します。中小成長加速化補助金の内容・申請手続きは、「公募要領」(中小企業成長加速化補助金事務局)等を確認してください。

【留意事項】

- 当協会に対するリース料軽減計算書の確認申請の期限は以下のとおりとします。余裕をもって申請をしてください。申請期限を過ぎた場合は、確認をお断りします。

令和7年6月2日(月) 17:00まで【必着】

- リース料軽減計算書に虚偽の記載をした場合や記載内容が不適正と認められる場合は、当該計算書の確認をお断りします。また、当該計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請をお断りすることがあります。
- 当協会が行う軽減計算書の調査及び確認は、関係省庁等並びに当協会が会員会社等に対して、中小企業成長加速化補助金の交付決定及び軽減計算書に記載された補助金の交付を確約するものではありません。
- 関係省庁等及び当協会は、会員会社等と補助対象者又は補助事業者との間で、軽減計算書に係るリース契約及び軽減計算書の記載内容に関する紛争等が生じた場合、一切の責任を負いません。
- 当協会に対して、補助金の交付額、申請の要件・方法に関するお問い合わせはご遠慮ください。

令和7年5月
公益社団法人リース事業協会

1. 中小企業成長加速化補助金の概要

共同申請の留意点

- 中小企業成長加速化補助金の公募要領等を必ず確認してください。
- 下記(2)申請要件の定義は、リース会社と共同申請するユーザーに係るものであり、リース会社には係りません。

(1) 目的

日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに 30 年ぶりの高水準にあり、変化の兆しが現れる中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好循環を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域にインパクトのある成長企業を創出していくことが重要です。

特に売上高が 100 億円に及ぶ企業は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトも大きいものとなります。中小企業成長加速化補助金は、こうした観点から将来の売上高 100 億円を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業を取組を支援することを目的とします。

(2) 申請要件

リース会社と共同申請をするユーザー（以下「ユーザー」といいます。）は、以下の要件をすべて満たす必要があります。詳しい要件は、公募要領等を参照してください。

補助事業 期間	交付決定日から 24 か月以内 ※原則として採択決定日から 2 か月以内に交付申請をしてください。 リース契約は「交付決定後」に締結します。交付決定前に契約をした場合は補助の対象外となりますので留意してください。
補助対象者	売上高 100 億円を目指す中小企業 ※中小企業の定義の概要は 3 頁を参照してください。 ※売上高が 10 億円以上 100 億円未満等の要件を満たす必要があります。詳細は「公募要領」を確認してください。
補助事業の主な要件 ※詳細は公募要領を確認してください。	① 「100 億宣言」を行っていること ※公募申請時までに「100 億宣言」が「100 億宣言ポータルサイト」に公表されていることが必要です（1 次公募においては、補助金の公募の申請時に同時に 100 億宣言の申請を行うことが可能です。）。 ② 投資額 1 億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※リース会社との共同申請は、ファイナンス・リース取引に限ります。この場合において、投資額はリース物件の金額となります。消費税額抜きの金額です。 ※リース会社との共同申請は、専ら補助事業のために使用される「機械装置・工具・器具」、「ソフトウェア」に限ります。 ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後 5 年程度の事業計画の策定

(3) 補助金額

補助対象経費の 1/2 以内（補助限度額 5 億円）

※補助限度額とは補助金の交付金額の上限を表します。

(計算例)

ユーザー：従業員数 300 人（製造業 資本金 1 億円）

補助対象経費（リース物件の取得価額：消費税抜き） 100,000 万円

補助金額 100,000 万円×1/2 = 50,000 万円（補助限度額以内）

※補助対象経費の精査は交付申請時から確定検査時にかけて行われます。本事業に補助金交付候補者として採択された場合であっても、応募申請時に計上した経費がすべて補助対象になるとは限りませんのでご注意ください。

(参考) 中小企業者の定義 ※詳細は「公募要領」を確認してください。

- 下表の①又は②に該当する者であること（「中小企業等経営強化法」（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号に規定する「中小企業者」）。
- 該当しない組合又は連合会や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格のない任意団体は補助対象外です。

① 会社又は個人

業種	資本金の額又は出資の総額 従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業、旅行業、その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は個人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社又は個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社又は個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社又は個人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社又は個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社又は個人

注 1 大企業の子会社等の「みなし大企業」は支援の対象外です。

注 2 公募開始日時点において確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える場合は、本補助金を適用することができません。

② 組合又は連合会

組織形態	定義
企業組合	—
協業組合	—
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	—
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	—
商工組合、商工組合連合会	—
商店街振興組合、商店街振興組合連合会	—
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業連合会	直接又は間接の構成員の3分の2以上が 5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者
内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
技術研究組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者、企業組合、協業組合に該当する者

- 売上高が 10 億円以上 100 億円未満であること。
- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 収益事業を行っていること。
- 国内金融機関に口座を有し、日本円で精算を行うことができること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 単独又は複数の中小企業者であること。

- 採択後を含む全ての申請データを経済産業省及び中小機構へ共有し、支援施策へ活用することに合意すること。
- 公募開始日時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと。
- 下記①から⑤に該当する中小企業者（みなし大企業）でないこと。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者。
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者。
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者。

※「大企業」とは、上記の〈中小企業者の定義〉に規定する中小企業者以外の者。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上記の〈中小企業者の定義〉の数字を超えている場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても、大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記の「みなし大企業」の規定を適用しません。

- ・「中小企業投資育成株式会社法」（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・「投資事業有限責任組合契約に関する法律」（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- ・銀行法に規定する特定子会社（以下、投資専門会社と呼ぶ）が株式を保有する、銀行法及び銀行法施行規則に規定する、代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社（以下、事業承継会社と呼ぶ）
- ・事業承継会社が株式を保有する法人
ただし、投資専門会社の株式を保有する金融機関による様式4の作成は不可

- 下記に該当する中小企業者（みなし同一法人）でないこと

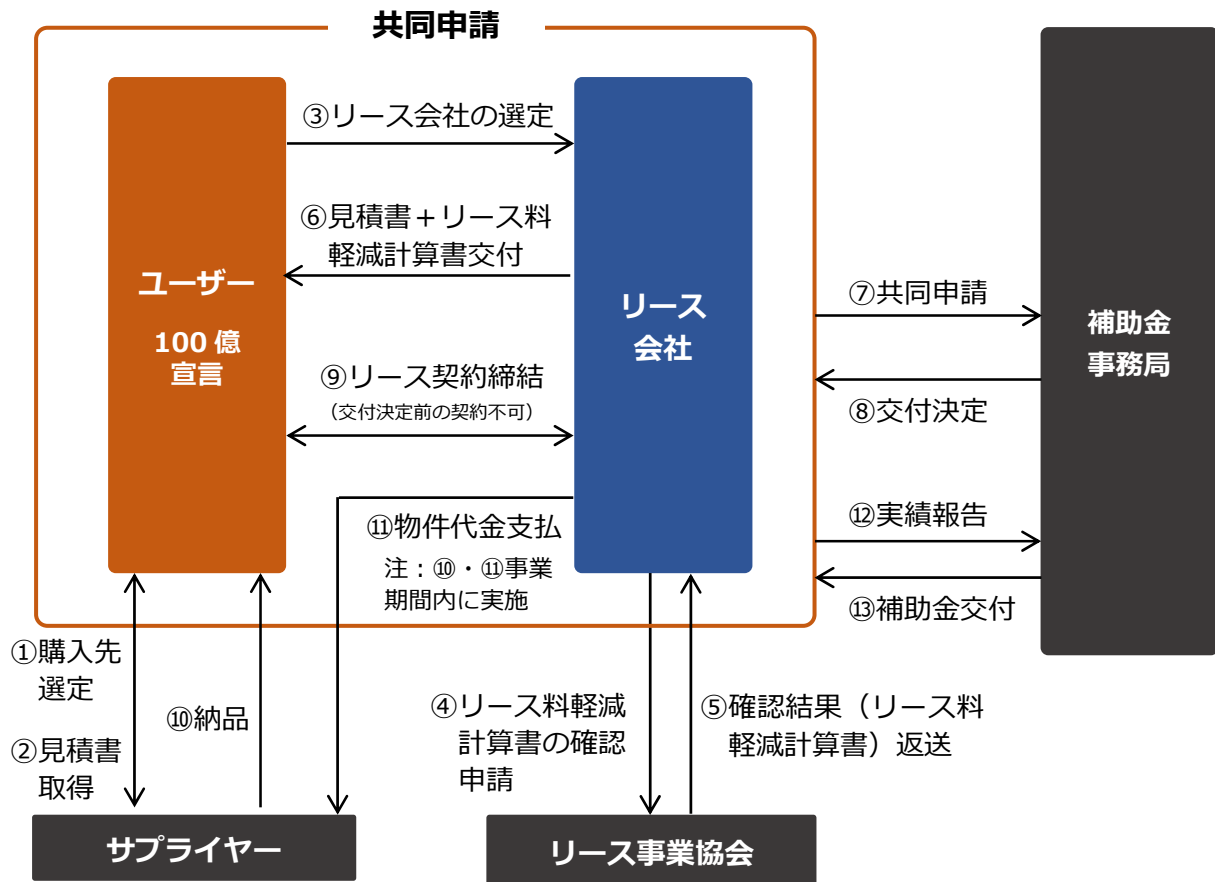
親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。また、親会社が議決権50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、いずれか1社の申請しか認められません。

なお、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社の申請しか認められません。補助金を目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。

2. 共同申請の流れ

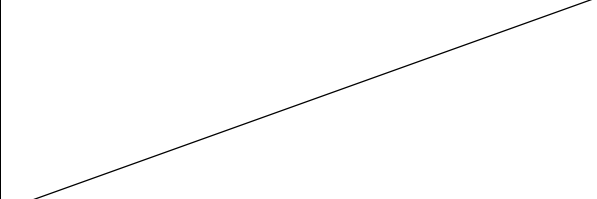
ユーザーとリース会社は、以下の流れに従って、中小企業成長加速化補助金事務局（以下「補助金事務局」といいます。）に対して共同申請をしてください。



■ 事前準備

ユーザー	リース会社
<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資計画書等を検討してください。 ■ 「100 億宣言」をしてください（1 次公募においては、補助金の公募の申請時に同時に「100 億宣言」の申請を行うことが可能です。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当協会会員会社は、様式 2-1「誓約書」を事前に提出してください。 * 他の補助事業で「誓約書」を提出している場合は、提出を免除します。 * 「誓約書」記載の責任者を変更する場合は、当協会宛てに、様式 2-2「変更届出書」を速やかに提出してください。

①購入先選定、②見積書取得

ユーザー	リース会社
<ul style="list-style-type: none"> ■ 購入先（サプライヤー）を選定して、「設備の見積書」を取得してください。 * 「設備の見積書」の留意事項は、「公募要領」等を参照してください。 	

③リース会社の選定

ユーザー	リース会社
<ul style="list-style-type: none"> ■ リース会社を選定*してください。 * リース会社は、共同申請及びリース期間(注)にわたって補助金等の管理をするため、これらを実施できるリース会社を選定してください。 注) リース期間満了後（法定耐用年数満了後）の再リースも可能ですが、リース対象の機械装置等の法定耐用年数以上とする必要があります。 ■ 選定したリース会社に対し、上記②で取得した「設備の見積書」を提示して、「リース料の見積書」と「リース料軽減計算書」の発行を依頼してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「設備の見積書」に従い、ユーザーと協議しながら「リース料の見積書」（交付予定の補助金を控除したリース料が記載されているもの）と様式第 1「リース料軽減計算書」1 通（6 頁見本参照）を作成してください。 * 「補助対象経費」は、機械装置、工具・器具、専用ソフトウェアとこれらの据付費用です。補助対象経費以外の費用が含まれている場合は、当該費用は補助の対象となりません。

様式第1 軽減計算書

リース料軽減計算書

年 月 日

(補助対象者名)

リース軽減計算書を作成した年月日を記載してください。

(株) ●●●
代表者氏名 殿

補助対象者名(ユーザー)、リース会社とも会社名・代表者名を必ず記名してください。

(リース会社名) □□□リース(株)
代表者役職・氏名

当社が中小企業成長加速化補助金の交付を受けた場合、下記のとおり、貴社と締結するリース契約において、リース料総額から当該補助金を控除することにより、リース料を軽減します。

記

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	199,680,000 円	351,000,000 円
うち対象設備の物件金額	300,000,000 円	300,000,000 円
うち補助金額	150,000,000 円	
うち自己資金 A	150,000,000 円	300,000,000 円
金利・保険料等 B	49,680,000 円	51,000,000 円

(備考)

補助金額の計算

物件金額 300,000,000 円 × 補助率 1/2 = 150,000,000 円

導入設備の名称	〇〇設備 注)「耐用年数表」の「設備の種類」を記載してください。
法定耐用年数(リース期間)	8年(8年リース) 注)リース期間が法定耐用年数を下回る場合は、再リース条項の有無等をお問い合わせすることがあります。
取得予定年月	〇〇年〇月

- *1 確定した補助金額が上記金額と異なる場合は、リース料総額を変更することがあります。
- *2 リース契約が終了するまで保存してください。
- *3 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用してください。

以上

上記内容の確認印

112025****
確認後
リース事業協会押印

注)「11」+「西暦」+「連番」の10ケタの確認番号を付します。
例:1120250001

*リース料変更等の場合は、あらかじめ確認番号を付します。

【例 1：補助対象設備と補助対象外設備を 1 件のリース契約で締結予定の場合】

設例：補助対象設備の物件金額	333,333,333 円
補助対象外設備の物件金額	100,000,000 円

*** 補助対象設備に係る金額を () で示してください。**

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	333,000,000 円 (217,743,333 円)	496,968,000 円
うち対象設備の物件金額	433,333,333 円 (333,333,333 円)	433,333,333 円
うち補助金額	166,666,666 円 (166,666,666 円)	
うち自己資金 A	266,666,667 円 (166,666,667 円)	433,333,333 円
金利・保険料等 B	66,333,333 円 (51,076,666 円)	66,634,667 円

(備考) 補助金額の計算 補助対象設備の物件金額 333,333,333 円 × 補助率 1/2 = 166,666,666 円 ※1 円未満の端数は切り捨てています。

注：リース料軽減計算書に添付する物件見積書に、補助対象設備と補助対象外設備が含まれている場合は、補助対象設備部分の金額をマーカー等で示してください。

【例 2：購入選択権行使価額をリース料総額に含めている場合】

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	199,680,000 円	351,000,000 円
うち対象設備の物件金額	300,000,000 円	300,000,000 円
うち補助金額	150,000,000 円	
うち自己資金 A	150,000,000 円	300,000,000 円
金利・保険料等 B	49,680,000 円	51,000,000 円

(備考)

本リース取引は購入選択権が付されており、リース料総額に購入選択権行使価額 3,000 万円を含んでいます。

【例 3：購入選択権行使価額をリース料総額から控除する場合】

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	169,680,000 円	351,000,000 円
うち対象設備の物件金額	1,000,000,000 円	300,000,000 円
うち補助金額	150,000,000 円	
うち自己資金 A	150,000,000 円	300,000,000 円
金利・保険料等 B	19,680,000 円	51,000,000 円

(備考)

本リース取引は購入選択権が付されており、リース料総額から購入選択権行使価額 3,000 万円を控除しています。

* その他の特約等についても、上記に準じて、リース料軽減計算書を作成してください。

④リース料軽減計算書の確認申請

ユーザー	リース会社
<div data-bbox="359 936 783 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>電子メールの件名に【中小企業成長加速化補助金】と記載してください。</p> </div> <div data-bbox="359 1294 783 1534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>確認事務を円滑に進めるため、可能であれば、右記①～④のPDF ファイルを結合して一つのファイルとしてお送りくださいますようお願い申し上げます。</p> </div>	<p>■リース会社は、リース事業協会に対して、リース料軽減計算書の確認を申請します。</p> <p>■リース事業協会が確認後、リース会社にリース料軽減計算書を返送します。</p> <p>〈確認申請書の送付先〉</p> <p>■郵送の場合</p> <p>〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 公益社団法人リース事業協会 中小企業成長加速化補助金確認担当宛 *「配達記録郵便」等の記録が残る方法で送付してください。</p> <p>■電子メールの場合</p> <p>hojoshinsei@leasing.or.jp</p> <p>*下記必要書類をPDF ファイルにして送付ください。</p> <p>〈必要書類〉</p> <p>【会員会社】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書 ②様式第 1 リース料軽減計算書 * 1件当たり1通 ③「リース料見積書」の写し ④サプライヤーからユーザーに交付された「設備の見積書」の写し <p>【非会員会社】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①様式第 3-2 軽減計算書の調査及び確認申請書、同別紙、添付書類 ②様式第 1 リース料軽減計算書 * 1件当たり1通 ③「リース料見積書」の写し ④ サプライヤーからユーザーに交付された「設備の見積書」の写し

注：「リース料軽減計算書」に不備がある場合は、当協会はリース会社に対して、再提出を依頼します。

⑤確認結果（リース料軽減計算書）の返送

ユーザー	リース会社
	■ 当協会から、責任者宛に、「リース料軽減計算書」（当協会の確認印押印）を郵便で返送します。

⑥リース料見積書及びリース料軽減計算書の交付

ユーザー	リース会社
	■ ユーザーに対して、リース料見積書及びリース料軽減計算書を交付してください。

⑦共同申請、⑧交付決定、⑨リース契約の締結

ユーザーとリース会社で補助金事務局に共同申請してください。実際の電子申請はユーザーが行います。共同申請の方法は、「公募要領」等を参照してください。⑧交付決定を受けた後、⑨リース契約を締結してください。

⑩納品、⑪物件代金支払

サプライヤーからユーザーにリース物件が納品され、ユーザーがリース会社に「物件借受証」を交付、リース会社がこれを受領した後、リースが開始します。リース会社は物件代金をサプライヤーに支払います。**納品からリース会社の物件代金支払までの期間は、申請書に記載した事業期間内に実施する必要があります。**

⑫実績報告、⑬補助金交付

ユーザーは実績報告を補助金事務局に行います。補助金はリース会社に交付されます。

留意点

- 補助金の交付決定後、以下の①又は②により、リース料の変更が生じた場合は、再度、リース料軽減計算書を作成して、当協会の確認を受ける必要があります。その場合の手続きは、上記④に準じて申請してください。

①補助金の交付決定後、補助対象者が計画変更等をした場合であって、補助事業者に発行した軽減計算書の内容を変更する必要がある場合

②リース期間満了までの間に、リース料を変更する場合

中小企業成長加速化補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領

2025年5月8日
公益社団法人リース事業協会

1. 目的

中小企業成長加速化補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領（以下「確認要領」という。）は、令和6年度補正予算等により実施される中小企業成長加速化補助金の交付申請に際して、補助対象者とリース事業者が共同で申請する場合に添付するリース料軽減計算書の調査及び確認に必要な事項を定めることにより、中小企業成長加速化補助金の適正な運用に寄与することを目的とする。

2. 定義

この確認要領で用いる用語の定義は、中小企業成長加速化補助金の交付規程及び公募要領その他の関係書類に準じるほか、以下のとおりとする。

(1) 補助対象者

中小企業成長加速化補助金交付規程等に定める補助対象者であって、リース事業者以外のものをいう。

(2) 補助事業者

中小企業成長加速化補助金の交付決定を受けた補助対象者をいう。

(3) 対象設備

補助事業者とリース事業者との間で締結するリース契約により、当該補助事業者が選定した設備及び事業者から当該リース事業者が当該補助事業者に代わって購入する設備であって、当該補助事業者がリース期間にわたって使用する設備をいう。

(4) 会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者（補助対象者に賃貸を予定しているリース事業者を含む。以下同じ。）であって、当協会の正会員又は賛助会員である者をいう。

(5) 非会員会社

補助事業者に対して対象設備を賃貸するリース事業者であって、当協会の正会員又は賛助会員でない者をいう。

(6) リース料軽減計算書

会員会社又は非会員会社（以下「会員会社等」という。）が補助対象者に対して交付する書面であって、中小企業成長加速化補助金によりリース料を軽減する旨及び当該補助金を控除したリース料総額等が記載された書面（様式第1）をいう（以下、この書面のことを「軽減計算書」という。）。

(7) 軽減計算書の調査及び確認

当協会が、軽減計算書について、リース料総額から中小企業成長加速化補助金の額が控除されていること等を調査及び確認することをいう。

3. 誓約書の事前提出等

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する前までに、当協会に対し、誓約書（様式第 2-1）により、中小企業成長加速化補助金を控除したリース料を算定することの誓約及び必要な事項を届け出るものとする。当該誓約書で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式第 2-2）を当協会に届け出るものとする。
- ② 当協会は、前項の誓約書を受領した後、当該誓約書を提出した会員会社のリース取引の実績等を調査することができ、この調査の結果、当該会員会社がリース事業及び中小企業成長加速化補助金に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該会員会社からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。

4. 軽減計算書の調査及び確認

(1) 会員会社

- ① 上記 3. により届出を行った会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 1 通にリース料見積書の写し又はリース契約書(案)の写し、物件見積書の写し、軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-1）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。この手続きは、電磁的方法により行うことができる。
- ② 当協会は、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、内容に問題ないと判断した場合には、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印し、当該会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。

(2) 非会員会社

- ① 軽減計算書の調査及び確認を希望する非会員会社は、補助対象者に軽減計算書を発行する場合、あらかじめ当協会に対し、軽減計算書 1 通にリース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し、物件見積書の写し、誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書（様式第 3-2）、以下の 1)から 7)までの書類（以下「申請書添付書類」という。）を添えて、当該軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

<申請書添付書類>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 定款2) 登記事項証明書（全部事項証明かつ履歴事項証明）3) 過去 3 期分の計算書類及び事業報告書4) 全役員略歴書5) リース契約書及び注文書・注文請書の様式6) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し7) その他当協会が必要と認める書類 |
|--|

- ② 当該非会員会社の申請が 2 回目以降となる場合は、当協会の判断により、申請書添付

書類の全部又は一部を免除することができる。

- ③ 当協会は、当該非会員会社がリース事業及び中小企業成長加速化に係る事務が適正に行われると認めた場合に、当該軽減計算書の内容を調査及び確認し、当該軽減計算書に確認番号を記載するとともに確認印を押印する。
- ④ 当協会は、当該非会員会社が 9. に定める手数料の支払いをした後、当該非会員会社に対して当該軽減計算書を返送する。
- ⑤ 当協会は、当該非会員会社について、リース事業及び中小企業成長加速化に係る事務が適正に行われる見込みがない等の事由が認められる場合は、当協会の判断により、当該非会員会社の軽減計算書の調査及び確認を拒むことができる。この場合において、手数料の返金は行わないものとする。

(3) 軽減計算書の調査及び確認の日程

軽減計算書の調査及び確認の日程は、中小企業成長加速化の公募期間に応じて、当協会が設定し、会員会社に通知するとともに、当協会のホームページ等で公開する。

5. 軽減計算書の再提出

当協会は、軽減計算書の内容に不備があると認めた場合は、当該軽減計算書を作成した会員会社等に対し、当該軽減計算書の再提出を求めることができる。この場合、当該会員会社等は、当協会に対し、当該軽減計算書を補正して再提出しなければならない。

6. 虚偽記載の禁止

- ① 会員会社等は、軽減計算書に虚偽の記載をしてはならない。
- ② 軽減計算書に虚偽の記載があることが判明した場合、当協会は当該軽減計算書の確認を取り消すと同時に、以後、当該軽減計算書を発行した会員会社等からの軽減計算書の調査及び確認の申請を拒むことができる。また、確認を取り消した軽減計算書に係る手数料の返金は行わないものとする。

7. 軽減計算書の修正

会員会社等は、以下の①又は②に該当する場合、当協会に対し、上記 4. に準じて、軽減計算書の内容の調査及び確認を求めなければならない。

- ① 中小企業成長加速化の交付決定後、補助事業者が計画変更等をした場合であって、補助事業者が発行した軽減計算書の内容を変更する必要がある場合
- ② リース期間満了までの間に、リース料を変更する場合

8. 不適正な軽減計算書の取扱い

- ① 当協会は、軽減計算書の内容を調査及び確認した結果、内容に問題があると判断した場合は、当該軽減計算書の確認を拒むとともに、会員会社等に対して、その理由を確認する。
- ② 会員会社等は、上記①の確認を受けた場合、速やかに、代表者名による理由書を作成して、当協会に提出するものとする。
- ③ 当協会は、当該理由書を中小企業成長加速化に関わる関係省庁及び中小企業成長加速

化事務局（以下「関係省庁等」という。）に通知するとともに、当協会の判断により、当該会員会社等に対して改善要請等を行うことができる。

9. 手数料

会員会社等は、自らが負担して、以下の手数料及び消費税等額を当協会に支払うものとする。

種別	軽減計算書 1 件当たりの手数料 (消費税等額を除く。)	手数料の支払時期
正会員	800 円	当協会において別途定める時期に支払う
賛助会員	2,100 円	
非会員	(初回の申請) 12,000 円 (2 回目以降の申請) 7,000 円	調査及び確認の申請ごとに支払う

注:「非会員」の「初回」・「2 回目以降」は、一つの年度における回数とする。

例① 2025 年度中に 2 回申請 「初回」の手数料 12,000 円と「2 回目」の手数料 7,000 円

例② 2025 年度中に 1 回申請 「初回」の手数料 12,000 円 2026 年度中に 1 回申請 「初回」の手数料 12,000 円

10. その他

(1) 確認要領の施行時期

本確認要領は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。

(2) 調査研究の実施

- ① 当協会は、会員会社等から提出を受けた軽減計算書の写し及びリース料見積書の写し等の添付書類を保管し、これらに基づき、補助金に関する調査研究を行い、その結果を公表する。
- ② 当協会は、この調査研究に際して、計数的に分析を行うこととし、個別取引は公表しないものとする。
- ③ 会員会社等は、当協会に提出する軽減計算書及びリース料見積書の写し等の添付書類について、当協会の調査研究に用いることを予め承諾するものとする。

(3) 免責事項

- ① 当協会が行う軽減計算書の調査及び確認は、関係省庁等並びに当協会が会員会社等に対して、中小企業成長加速化補助金の交付決定及び軽減計算書に記載された補助金の交付を確約するものではない。
- ② 関係省庁等及び当協会は、会員会社等と補助対象者又は補助事業者との間で、軽減計算書に係るリース契約及び軽減計算書の記載内容に関する紛争等が生じた場合、一切の責任を負わない。

(4) 機密保持

当協会の事務局職員は、関係省庁等から照会があった場合を除き、その事務によって知

り得た情報を第三者に提供してはならない。

(5) 確認記録の保存・廃棄

当協会は、上記４．により軽減計算書を調査及び確認した場合は、軽減計算書の写し等の関係書類を調査及び確認日から 10 年間保存し、保存期間を経過した書類について、適正かつ確実に廃棄しなければならない。

(6) 確認要領の改正等

当協会が確認要領を改正する場合は、関係省庁等と協議をするものとする。また、確認要領の実施に必要な事項は、中小企業成長加速化補助金に係るリース料軽減計算書作成の手引きに定める。

以上

様式第1 軽減計算書

リース料軽減計算書

年 月 日

(補助対象者名)

(株) ●●●
代表者氏名 殿

(リース会社名) □□□リース(株)
代表者役職・氏名

当社が中小企業成長加速化補助金の交付を受けた場合、下記のとおり、貴社と締結するリース契約において、リース料総額から当該補助金を控除することにより、リース料を軽減します。

記

(消費税額等除く)	補助金を活用した場合のリース料総額	補助金を活用しなかった場合のリース料総額
リース料総額 A+B	円	円
うち対象設備の物件金額	円	円
うち補助金額	円	
うち自己資金 A	円	円
金利・保険料等 B	円	円

(備考)

導入設備の名称	○○設備
法定耐用年数(リース期間)	○年(○年リース)
取得予定年月	○○年○月

- *1 確定した補助金額が上記金額と異なる場合は、リース料総額を変更することがあります。
- *2 リース契約が終了するまで保存してください。
- *3 物件価額はメーカーが発行した見積書に記載された金額を使用してください。

以上

上記内容の確認印

*リース料変更等の場合は、あらためて確認番号を付します。

様式第 2-1 誓約書 (会員会社用)

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名

(会員コード _____)

代表者氏名 _____ 印

誓約書

当社は、中小企業成長加速化補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、中小企業成長加速化補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。

併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

記

<責任者> 注) 事業再構築補助金等の補助金制度の責任者と同一者とする。

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所 (本社住所と異なる場合のみ記載)	

※上記責任者に対し、当協会事務局からリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

以上

様式第 2-2 変更届出書（会員会社用）

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

変更届出書

リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

<変更後の責任者>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス
住所（本社住所と異なる場合のみ記載）	

以上

様式第 3-1 軽減計算書の調査及び確認申請書（会員会社用）

中小企業成長加速化補助金

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会員名 _____
(会員コード _____)

リース料軽減計算書の調査及び確認申請書

別添のとおり、リース料軽減計算書を作成しましたので、調査及び確認くださいますようお願い致します。

記

<確認項目>

* リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. 補助金額について、中小企業成長加速化補助金交付要綱等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

様式第 3-2 誓約書並びに軽減計算書の調査及び確認申請書（非会員会社用）

中小企業成長加速化補助金

年 月 日

公益社団法人リース事業協会 御中

会社名
 (法人番号)

代表者氏名 印
 *代表者本人の自署(記名・代筆不可)・代表者印押印

誓約書並びにリース料軽減計算書の調査及び確認申請書

当社は、中小企業成長加速化補助金の交付を受けた場合、当該補助金部分をユーザーに提示するリース料に確実に反映するとともに、中小企業成長加速化補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領を遵守してリース料軽減計算書を発行することを誓約します。併せまして、リース料軽減計算書に関する責任者を下記のとおり届け出ます。

リース料軽減計算書の調査及び確認を受けるに際して、貴協会に対し、別紙及び添付書類により当社の概況をお届けするとともに、当社及びすべての役員並びに主要株主が下記の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

記

<反社会的勢力の定義>

- ◆暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）及び次の各号のいずれかに該当する者。
1. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 2. 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。
 4. 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 5. その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

<確認項目>

*リース料軽減計算書を当協会宛に送付する前に、以下の項目を必ず確認してください。

項目	確認欄
1. 本申請書に添付する書類に記載漏れ又は不足がないか。 ①リース料軽減計算書 ②リース料見積書の写し又はリース契約書（案）の写し ③物件見積書の写し	
2. 補助金額について、中小企業成長加速化補助金公募要領等を参照して記載した。	

※確認後、確認欄に○印を付してください。

<責任者氏名>

氏名	所属・役職
電話番号	電子メールアドレス

※上記責任者に対し、当協会から貴社の概況及びリース料軽減計算書の内容の照会等を行うとともに、確認後のリース料軽減計算書を送付する。

申請者の概要

年 月 日作成

会社名				
代表者氏名				
住 所 (本社・本部の所在地)	〒 -	TEL.	- -	
		FAX.	- -	
関係書類の送付先が 本社住所と異なる場 合のみ記載	(関係書類送付先住所)			
設立年月日及び リース事業の開始年 月日	設立年月日	年 月 日	リース事業の 開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 (うちリース事業部門 人)			
資本金・株式数	資本金	百万円	発行済株式数	千株
主要株主				
最近 3 年間の リース事業実績	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	()年度 (/ ~ /)	
リース料収入	百万円	百万円	百万円	百万円
リース取扱高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース債権残高	百万円	百万円	百万円	百万円
リース投資資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
賃貸資産残高	百万円	百万円	百万円	百万円
主要資金調達先 (上位 3 金融機関等)				

<添付書類>

- ①定款
- ②登記事項証明書 (全部事項証明かつ履歴事項証明)
- ③過去 3 期分の計算書類及び事業報告書
- ④全役員の略歴書
- ⑤リース契約書及び注文書・注文請書の様式
- ⑥マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る社内規程の写し
- ⑦その他当協会が必要と認める書類